

# 「STAR digio」利用契約約款

株式会社日本ネットワークサービス（以下甲という）と、甲が行う通信衛星（CS）経由による音楽放送「スターデジオ」サービスを受ける者（以下乙という）との間に締結されるSTAR digio利用契約（以下契約という）は以下の通り締結します。

## 第1条（契約の申込方法）

乙はスターデジオサービスの申し込みに当っては利用申込者が予め本約款を承諾の上、スターデジオ利用契約書に所定の事項を記入・捺印の上、甲に提出する事とします。申し込み後、申し込み内容（住所、氏名、電話番号、支払い口座等）に変更があった場合は直ちに甲の定める書式により甲に対して変更の連絡を行うものとします。

## 第2条（契約の成立）

契約は前項に従いスターデジオ利用契約書を甲に提出し甲がその申し込みを承諾した日に成立するものとします。

## 第3条（受信機器・専用ICカードの貸与）

前条により、契約が成立した場合、甲は乙に対し受信機器と専用ICカード1枚を貸与します。専用ICカードの所有権は株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズに帰属するもので、乙は契約終了まで保管・使用するものとする。なお、専用ICカードは甲の判断により交換する事があります。乙は、受信機器および専用ICカードの貸与・譲渡・質入、その他の処分をする事は出来ません。

## 第4条（受信機器・専用ICカードの故障・紛失等）

1. 受信機器の故障についての改善は甲が行います。但し、乙が故意または過失による故障については修理費用を乙が負担するものとします。
2. 乙は受信機器・専用ICカードの紛失・盗難にあった際は甲にその旨を速やかに届け出るものとします。甲は速やかに当該カードを無効とする手続きを行うものとします。
3. 専用ICカードの再発行を必要とする場合、乙は甲に対して1枚につき金式萬円に消費税を付加した額を専用ICカード再発行手数料として支払うものとします。

## 第5条（受信機器・専用ICカードの返却）

本契約が終了した場合、乙は甲の請求に従って受信機器と専用ICカードの返却を行うものとします。

## 第6条（料金及び支払い）

1. 料金とは別紙に記載した受信機器の賃貸料を含むスターデジオ番組供給料金の合計に消費税等を付加した額となります。
2. 乙は原則として乙の指定口座から甲の指定する日に自動引き落としの方法によって支払うものとします。

## 第7条（料金の改定）

社会情勢の変化、提供役務の内容の変更等に伴い、甲は第6条第1項の料金を改定できるものとします。この場合、改定の2ヶ月前までに乙に通知するものとします。

## 第8条（サービスの停止・契約解除）

甲が請求する料金を乙が滞納した場合、その他甲に対する債務の履行を乙が怠った場合、甲はスターデジオサービスはもとより、甲が乙に提供するすべてのサービスの提供を停止することができます。また、相当の期間を定めた催告のうえ本契約を解除できるものとします。

## 第9条（サービスの再開）

前条の適用を受けた乙が、滞納した料金と実費工事費等を支払った場合、甲は前条の停止したサービスの提供を再開します。

## 第10条（移転の手続き）

乙が甲の業務区域内に移転する場合は、所定の移転届を提出していただきます。この場合工事費が必要となります。

2. 乙の移転先が甲の業務区域内であっても工事不可能で、甲のサービス提供が出来ない場合もあります。

## 第11条（禁止事項）

1. 番組の複製・編成・改変・削除等著作権隣接権を侵害する行為。
2. 番組の第三者への提供。
3. 有料による番組の放送。
4. スクランプルの設定の変更及び解除。
5. 法律に反する用途に利用する行為。

## 第12条（延滞利息）

乙が第6条に定める料金の支払いを2ヶ月以上延滞した場合は、甲は支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの間について年14.6%の割合で計算した延滞利息を請求できるものとします。

## 第13条（著作権）

番組制作、放送に伴うすべての著作権の処理は、番組供給者である株式会社第一興商の責任においてこれを行う事とします。但し、乙が本サービスを業務用として利用する際に著作権が発生する場合は乙の責任において対処する事とします。

## 第14条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は第2条に規定する契約成立日からスターデジオサービスの申込書に定める期間とし契約期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による契約の終了もしくは改定意思表示がない場合は、契約期間は本契約と同一の内容にて自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

## 第15条（乙による中途解約等）

1. 乙の本契約期間中の中途解約は、中途解約希望日の2ヶ月前までに、甲にその旨を通知して甲が確認したときに成立するものとします。
2. 中途解約にあたっては、乙は甲に違約金として契約残期間の月数に第6条に定める料金を乗じた金額を支払うものとします。

## 第16条（乙における契約者の責任）

乙の契約者は本人はもとより契約書記載の使用者および支払人に及ぶ本契約履行に関する事項についてもすべて責任を負うものとします。

## 第17条（免責事項）

天災、事変、降雨減衰、その他気象による視聴障害、及び伝送路の改修など止むを得ない工事により送信が停止した場合の視聴障害については、甲はその責任を負わないものとします。

## 第18条（付随事項）

表記に付随事項を定めたときには、その条項は本契約と一体となりこれを補完または修正する事とします。

## 第19条（誠意協議）

本約款に定めていない事項、あるいは解釈に疑問が生じた場合は、甲、乙は互いに信義誠実の原則にたつて、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

## 第20条（管轄合意）

本約款に基づく権利義務に基づいてやむを得ず訴訟提起に至る場合は、甲の指定する地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とします。

## 附則

1. 甲は特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。
2. この約款は平成25年1月1日より施行します。